
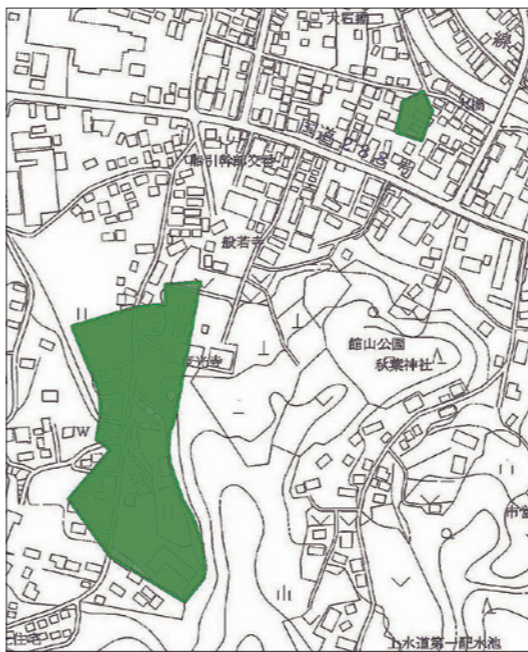


# 公共下水道の供用区域が広がります

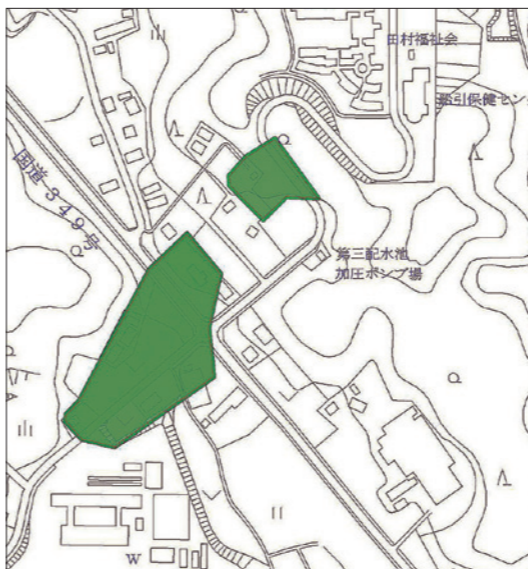
4月1日から船引町、常葉町、大越町、滝根町の一部で新たに公共下水道を使用できるようになりました。これで市内の下水道供用区域面積は508.35haになり、約1万2090人の方々が下水道を使用できます。

## ◆新たに下水道が使用できる地区

- ① 船引町 船引字番匠、四城内前、石田、山ノ内、北町通の各一部
  - ② 船引町 船引字源次郎、砂子田、和尚坦、石崎の各一部
  - ③ 船引町 東部台二丁目、三丁目の各一部
  - ④ 常葉町 船引字館柄前、太子堂、入山の各一部
  - ⑤ 大越町 常葉字常光寺の一部
  - ⑥ 滝根町 上大越字水神宮の一部
- ※地図の  の地区



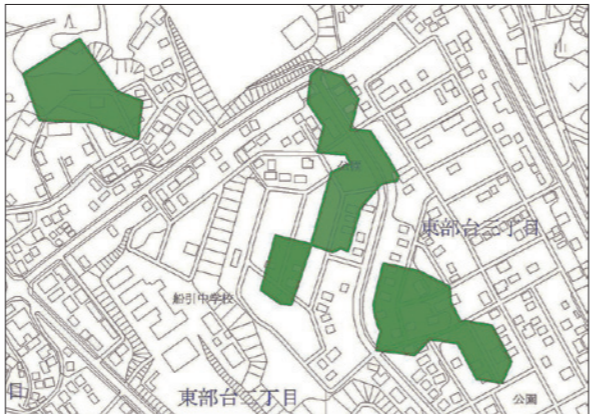
①船引町船引字山ノ内、北町通の地区



②船引町船引字源次郎、砂子田の地区



①船引町船引字番匠、四城内前、石田の地区



②船引町船引字和尚坦、石崎、東部台二丁目、三丁目の地区



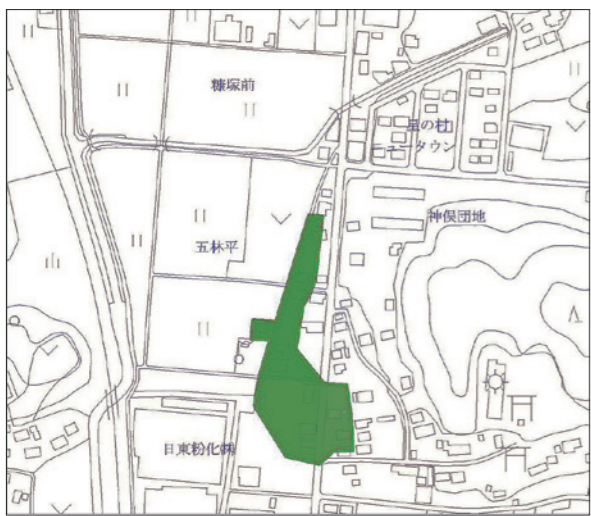
③船引町船引字館柄前、太子堂、入山の地区



④常葉町常葉字常光寺の地区



⑤大越町上大越字水神宮の地区



⑥滝根町神保字五林平の地区



⑥滝根町神保字河原の地区

未来へ向けて、下水道できれいな水と大地を

## 受益者負担金制度とは

下水道は、道路や公園のように誰もが利用できるものでなく、下水道管が整備された地域に住む方しか利用できません。

このように特定の方が利益を受けることから、下水道を利用できる方(「受益者」といいます)に本管や公共まなどの建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。(都市計画法第75条)

受益者負担金は、多額の下水道施設の建設費をまかなう財源の一部として、下水道事業の推進に大きな役割を果たすものです。

受益者負担金の額は、1つの土地に公共ますを1個設置すると24万円になります。納入方法は、5年分割で年4回(合計20回)に分けて納める方法と、一括で納める(前納)方法があります。前納する場合は、その回数に応じて報奨金制度があります。

## 下水道使用料はどのくらい？

下水道に接続すると、くみ取り費用や浄化槽の維持管理費用などが要らなくなります。使用料がかかります。使用料は、上水道の使用料と合わせて支払うようになります。大滝根水環境センター(下水処理場)での汚水処理や汚泥の処理、下水道管などの施設の維持管理に使われます。

下水道使用料の額【1月当たり、消費税込み】		
基本使用料	10m <sup>3</sup> を超えて使用した場合の超過使用料【1m <sup>3</sup> 当たり】	
汚水量 10m <sup>3</sup> まで 2,052円	11m <sup>3</sup> ～ 20m <sup>3</sup> まで	205円
	21m <sup>3</sup> ～ 50m <sup>3</sup> まで	216円
	51m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup> まで	226円
	101m <sup>3</sup> 以上	237円

※井戸水を使用している方や、上水道と併用している方の汚水量は別途認定されます。